兵庫県公報

令和3年9月21日 火曜日 号 外

 発
 行
 人

 兵
 庫
 県

 神戸市中央区下山手通

 5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

・ 毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日

目 次

規 則 ○ 知事の職務を代理する順序に関する規則の一部を改正する規則(人事課) 1								
0	訓 令 副知事の担任事務に関す	る規程(人事課)						1
0	達 勤務命令(人事課)							2
公布された法令のあらまし								
◎知事の職務を代理する順序に関する規則の一部を改正する規則(規則第46号) 片山副知事の選任に伴い、知事の職務を代理する順序を定めることとした。								
		規	則					
知事の職務を代理する順序に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和3年9月21日								
丘	軍県規則第46号			兵庫県知事	齌	藤	元	彦
J < 1-		順序に関する規則の一部	たみでする相則					
知事の職務を代理する順序に関する規則(平成13年兵庫県規則第93号)の一部を次のように改正する。 本則中 「副知事 荒木一聡								
		訓	令					
兵庫県訓令第8号 副知事の担任事務に関する規程を次のように定める。				本地	方	機	庁関	
	令和3年9月21日			兵庫県知事	齌	藤	元	彦
	副知事の担任事務に関	する規程						
第1条 副知事の担任事務は、次の表に掲げるとおりとする。								
	区分		担任事務					
	1 荒木副知事が担任 する事務	(1) 次に掲げる組織に係 企画県民部	 る事務					

秘書広報室 政策調整局 企画財政局 管理局 新庁舎整備室 農政環境部 県土整備部 出納局 (2) 次に掲げる執行機関等との調整に係る事務 企業庁 教育委員会 選挙管理委員会 監査委員 人事委員会 収用委 員会 海区漁業調整委員会 内水面漁場管理委員会 2 片山副知事が担任 (1) 次に掲げる組織に係る事務 する事務 企画県民部 ビジョン局 地域創生局 科学情報局 県民生活局 女性青少年局 防災企画局 災害対策局 健康福祉部 産業労働部 (2) 次に掲げる執行機関等との調整に係る事務

第2条 知事の決裁事項を処理する場合において特に重要と認められるものについては、両副知事の合議を経 なければならない。

病院局 公安委員会 労働委員会

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

達

達第3号

本庁地方機関

次に該当する職員は、以下により発令されたものと心得られたい。

行政組織規則の一部を改正する規則(令和3年兵庫県規則第45号)の施行の際、次の表の左欄に掲げる組織に置かれている職に補せられ、若しくは命じられ、又は兼ねて補せられ、若しくは兼ねて命じられている職員は、それぞれ同表の右欄に掲げる組織の従前と同一の名称の職に補せられ、若しくは命じられ、又は兼ねて補せられ、若しくは兼ねて命じられたものとする。

企画県民部秘書広報室芸術文化課

企画県民部県民生活局芸術文化課

令和3年9月21日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦